

中山鉦山周辺土地利活用促進事業環境影響評価方法書
に対する知事意見

<総括的事項>

- 1 方法書においては、建物等の施設計画の情報が十分に明らかにされていないので、準備書においてはそれらを明らかにした上で、各環境項目について予測及び評価を行うこと。
- 2 当該事業の実施にあたり、施設計画の具体化等により環境影響評価を行う過程で環境項目及び調査手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じて選定項目及び選定手法を見直した上で、調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

<個別的事項>

【大気質・騒音・振動・温室効果ガス】

- 3 「施設の稼働等」又は「施設利用車両等の走行」を環境影響要因とする事項の予測について、定常的な施設の供用状態だけでなく、繁忙期も対象とすること。
また、繁忙期における環境への影響を軽減する方法を検討し、準備書に記載すること。

【底質・地下水】

- 4 既存の調整池の底質、堆積物を調査することにより、周辺の地下水に有害物質が含まれていないかなどの情報が得られる可能性があるので、調査対象とすることを検討すること。

【土壌】

- 5 過去に当該事業地に搬入され、今回の事業で埋立てに用いる土石には、有害物質が含まれているおそれもあり、その場合、周辺環境へ影響を及ぼすことが懸念されるため、必要に応じて調査を行った上で、予測及び評価を行うこと。

【地盤】

- 6 造成工事及び建築工事を実施することにより、周辺地盤に影響を及ぼすおそれがある場合は、調査、予測及び評価を行うこと。

【地形・地質】

- 7 準備書を作成するにあたっては、地形・地質に関する最新の資料を用い、適切に記載すること。

【水環境・生態系】

- 8 施設供用後の生活排水も含めた事業地内からの排水量について、準備書に記載すること。
また、排水により下流河川の生態系に影響が生じないように対策方法を検討し、準備書に記載すること。

【植物・生態系】

- 9 緑化にあたっては、生態系を乱さないようその方法を十分に検討し、明らかにすること。
また、検討にあたっては、専門家の意見や他の事例を参考にすること。

【文化財】

- 10 事業実施区域では壺石や化石等の産出の可能性が高いことから、所管の教育委員会及び専門家に協議の上、その保全を図るよう適切に対応すること。また、壺石や化石等の盗掘防止対策についても十分に配慮すること。
- 11 埋蔵文化財の把握又は発見時の措置等については、土岐市教育委員会と協議し、準備書において適切に記載すること。

【景観】

- 12 施設供用後は夜間照明による影響が想定されるため、夜間の景観についても調査、予測及び評価を行うこと。また、調査にあたっては眺望地点を再検討すること。
- 13 施設的设计にあたっては、景観に配慮した色彩となるよう工夫すること。また、準備書においてイメージ図を示すこと。

【その他】

- 14 1 から 13 への対応について、準備書に記載すること。